

明石市観光振興基本構想審議会設置要綱

(設置)

第1条 明石市観光振興基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に当たり、明石市における観光の現状を分析し、今後の観光振興のあり方について検討を行い、基本構想の素案を作成するための意見交換の場として、明石市観光振興基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 基本構想の素案の作成に関すること。
- (2) 基本構想に盛り込むべき項目及び内容に関すること。
- (3) 明石市の観光の現状分析及び今後の観光振興のあり方に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 明石商工会議所を代表する者
- (3) 市内の観光に係る関係団体を代表する者
- (4) 旅客輸送機関に携わる者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 会長、副会長及び委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(会長の職務等)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうち学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策局広報プロモーション室観光プロモーション課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (令和8年5月20日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。